

第 7 9 回 教育研究評議会 議事録（要録）

平成 23. 3. 8（火）16:00～17:00

場所：本部棟 5 F 1 会議室

出席者	浅原, 上, 山根, 岡本, 河本, 坂越, 佐藤 (正), 西村, 宜名眞, 吉栖, 高田, 大塚, 樫原, 宇田川, 山内, 棚橋, 宮谷, 富岡, 出口, 江幡, 高萩, 川真田, 江坂, 古澤, 小林, 吉田, 杉本, 神谷, 越智, 鎌田, 谷口, 山本, 相原, 佐藤 (利), 黒田 以上 35人
欠席者	岡橋, 池田, 木下, 太田, 檜山, 澤, 吉川
オブザーバー	西口, 間田, 坂下, 相田, 高谷, 香川, 松浦, 渡部, 土屋, 藤岡, 西田, 星野, 児島, 森, 山口, 西嶋, 高橋, 坂田, 三井, 竹内

議事に先立ち、学長から、「就業規則及び関連規則の改正」について早急に対応する必要があるため議事として追加したい旨の提案があり、議事 9 として付議することを承認した。

(議事)

1. 名誉教授の選考について ----- 別紙 1
(学長提案・羽田人事グループリーダー説明)

広島大学名誉教授称号授与規則に基づく本学の退職予定教授に対する名誉教授の選考について、投票の結果、選考対象者 1 人に対して、名誉教授の称号を授与することとした。

2. 平成 23 年度年度計画について ----- 別紙 2
(学長提案・説明)

平成 22 年度年度計画の進捗状況を踏まえ作成した「平成 23 年度年度計画 (案)」について、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会（経営に関する部分については経営協議会を経て役員会）へ付議することとした。

3. 広島大学経営協議会の学外委員について ----- 別紙 3
(学長提案・説明)

広島大学経営協議会規則に基づき、次期（平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）広島大学経営協議会の学外委員の任命について、審議の結果、原案のとおり、7 名の委員を継続して任命することを承認した。

4. 学生の表彰について ----- 別紙 4
(坂越副学長（学生支援・附属学校担当）（学生表彰審査会委員長）提案・説明)

広島大学学生表彰規則第 3 条により、各学部長等から表彰候補者として推薦のあった 39 件 (61 名) について、同規則第 4 号に定める審査会の意見に基づき審議した結果、原案のとおり、候補者となった 37 件 (59 名) を表彰することを承認した。

5. 広島大学情報メディア教育研究センターの新部門の設置等について ----- 別紙 5
(岡本理事・副学長（社会連携・広報・情報担当）提案・説明)

情報セキュリティ・コンプライアンス強化が求められる中で、情報環境ガバナンス体制を強化するため、広島大学情報メディア教育研究センターに「情報セキュリティ研究部門」を設置することについて、審議の結果、原案のとおり承認した。

また、本センターの新部門の設置に伴う広島大学情報メディア教育研究センター規則の改正について、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付で制定の上、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。

6. ひろしま技術移転センターの廃止及び本学の知財管理体制整備について ----- 別紙 6
(岡本理事・副学長（社会連携・広報・情報担当）提案・説明)

広島技術移転センターの廃止に伴い、業務推進体制の更なる強化を図ることを目的とし

た平成 23 年度以降の本学知財管理体制の整備について、審議の結果、原案のとおり承認した。

また、本学知財管理体制の整備に伴う広島大学産学・地域連携センター規則の一部改正について、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで制定の上、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。

7. 広島大学通則等の改正について ----- 別紙 7
(上理事・副学長(教育担当)、河本理事(財務・総務担当)提案・説明)

学部の入学生定員等の改訂、大学院の専攻の新設及び休業日に授業の実施を可能とすること等に伴う以下の諸規則の改正等について、審議の結果、原案のとおり承認し、中期計画の変更認可日をもって制定の上、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。

- ・広島大学通則の一部を改正する規則
- ・広島大学大学院規則の一部を改正する規則
- ・広島大学編入学規則の一部を改正する規則
- ・広島大学学位規則の一部を改正する規則
- ・広島大学の講座、学科目、部門、研究部門等及び診療科等規則の一部を改正する規則

8. 広島大学保健管理センター規則の一部改正について ----- 別紙 8
(上理事・副学長(教育担当)提案・説明)

教員の負担軽減の観点から広島大学保健管理センター運営委員会の委員構成を見直したことに伴う広島大学保健管理センター規則の一部改正について、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで制定の上、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。

9. 就業規則及び関連規則の改正について ----- 別紙 9
(河本理事(財務・総務担当)提案・説明)

平成 23 年度に向けた人事制度の改正に伴う就業規則及び関連規則の改正について、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会(経営に直接関係する規則については経営協議会を経て役員会)へ付議することとした。

(報告)

1. 男女共同参画宣言に基づく平成 23～27 年度「行動の目標」・「行動計画」について ----- 資料 1
(河本理事(財務・総務担当)報告)

平成 18 年 10 月に制定した「男女共同参画宣言」の 6 項目の基本方針に沿って、男女共同参画推進委員会において策定し実施してきた平成 19～22 年度「行動の目標」・「行動計画」が、このたび、最終年度となることに伴い、新たに策定した平成 23～27 年度の「行動の目標」・「行動計画」について報告があった。

2. 「研究倫理案内」パンフレットについて ----- 資料 2
(上理事・副学長(教育担当)報告)

論文盗用による学位授与の取消しにかかる再発防止策の 1 つとして、研究活動に係る倫理観の確立を目的に「研究倫理案内」パンフレットを作成したので、すべての大学院生に対し入学後速やかに配付するとともに、各研究科における研究者倫理徹底のためのガイダンス等の実施について依頼があった。

3. 新渡日外国人留学生の「在留資格認定証明書交付申請システム」の稼働について 資料 3
(佐藤国際センター長報告)

新渡日外国人留学生への支援及び各部局等の留学生受入担当教職員の事務負担軽減のため、「在留資格認定証明書交付申請システム」を稼働させ、これまで各部局等で個々に行っていた入国管理局への在留資格認定証明書交付申請を、平成 23 年 4 月入学生から国際センターで取りまとめて行う旨の報告があった。

4. 学位の懲戒(不正受験)処分後における修学指導について ----- 口頭報告
(学長及び関係部局長報告)

平成 22 年 3 月 16 日開催の教育研究評議会において懲戒処分を行った学生の処分後における修学指導について、関係部局長から報告があった。

5. 広島大学寄附講座の期間更新について ----- 資料 4
(学長、大学院医歯薬学総合研究科長報告)

「広島大学寄附講座及び寄附研究部門規則」に基づき、大学院医歯薬学総合研究科に設置している寄附講座「人工関節・生体材料学講座」(平成 17 年 4 月 1 日設置)の設置期間を、平成 26 年 3 月 31 日まで更新する旨の報告があった。

6. 公文書等の管理に関する法律の施行に伴う本学の対応について ----- 資料 5
(河本理事(財務・総務担当)報告)

「公文書等の管理に関する法律」の施行(平成 23 年 4 月 1 日)に伴い、各独立行政法人等においても関連規則等の整備が求められていることから、現在「広島大学法人文書管理規則」の改正準備を進めている旨の報告があり、併せて、引き続き、法人文書の適正管理について協力依頼があった。

また、文書館について、平成 23 年 4 月 1 日から国立公文書館等として政令指定機関化の申請中であり、「広島大学文書館特定歴史公文書等管理等規則」等の制定準備を行っている旨の報告があった。

(資料配付による報告)

次の各事項については、配付資料をもって報告に代えた。

1. 平成 23 年度「広島大学地域連携推進事業」の採択結果について ----- 配付資料 1
(産学・地域連携センター)

2. 各種表彰等の受賞者について ----- 配付資料 2
(財務・総務室)

以上(資料添付略)